

商標関係料金引下げのお知らせ（平成 20 年 6 月 1 日施行予定）

特許庁へ納付する出願料・設定登録料・更新登録料が、大幅に減額されます。

| | 新料金 | 現行料金 |
|---------------|---------------------|----------------------|
| 出願料 | 3,400 円+8,600 円×区分数 | 6,000 円+15,000 円×区分数 |
| 設定登録料(10 年一括) | 37,600 円×区分数 | 66,000 円×区分数 |
| 設定登録料(5 年分納) | 21,900 円×区分数 | 44,000 円×区分数 |
| 更新登録料(10 年一括) | 48,500 円×区分数 | 151,000 円×区分数 |
| 更新登録料(5 年分納) | 28,300 円×区分数 | 101,000 円×区分数 |

【区分数による料金比較】

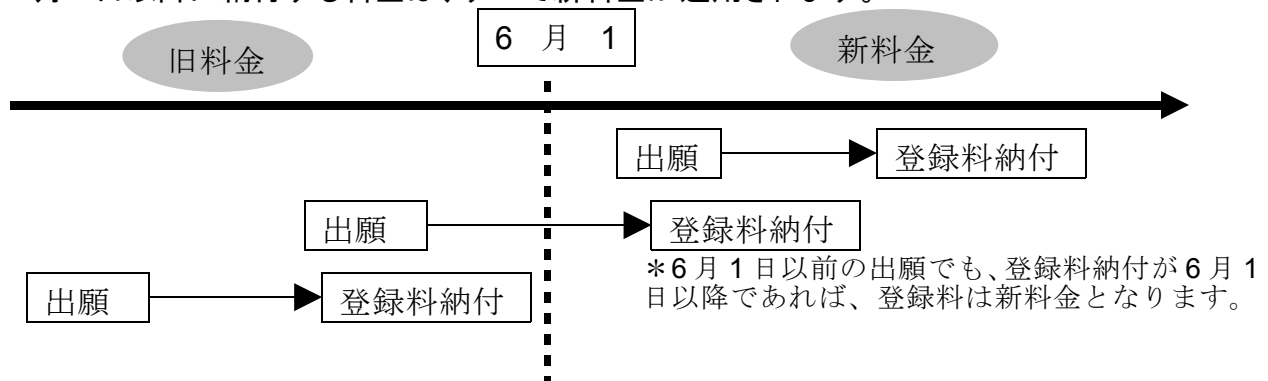
| 区分 | 出願料 | | 登録料(10 年一括) | | 更新登録料(10 年一括) | |
|------|----------|----------|-------------|-----------|---------------|-----------|
| | 新料金 | 現行料金 | 新料金 | 現行料金 | 新料金 | 現行料金 |
| 1 区分 | 12,000 円 | 21,000 円 | 37,600 円 | 66,000 円 | 48,500 円 | 151,000 円 |
| 2 区分 | 20,600 円 | 36,000 円 | 75,200 円 | 132,000 円 | 97,000 円 | 302,000 円 |
| 3 区分 | 29,200 円 | 51,000 円 | 112,800 円 | 198,000 円 | 145,500 円 | 453,000 円 |
| 4 区分 | 37,800 円 | 66,000 円 | 150,400 円 | 264,000 円 | 194,000 円 | 604,000 円 |
| 5 区分 | 46,400 円 | 81,000 円 | 188,000 円 | 330,000 円 | 242,500 円 | 755,000 円 |

※上記の特許庁への納付する金額の他に、出願時、登録時、更新登録時には、当所規定の手数料がかかります。

- 出願時手数料 60,000 円(区分加算料 42,000 円)
- 登録時手数料 55,000 円(区分加算料 31,000 円)
- 更新登録時手数料 48,000 円(区分加算料 34,000 円)

【新料金の適用時期】

6 月 1 日以降に納付する料金は、すべて新料金が適用されます。



1. 新規出願

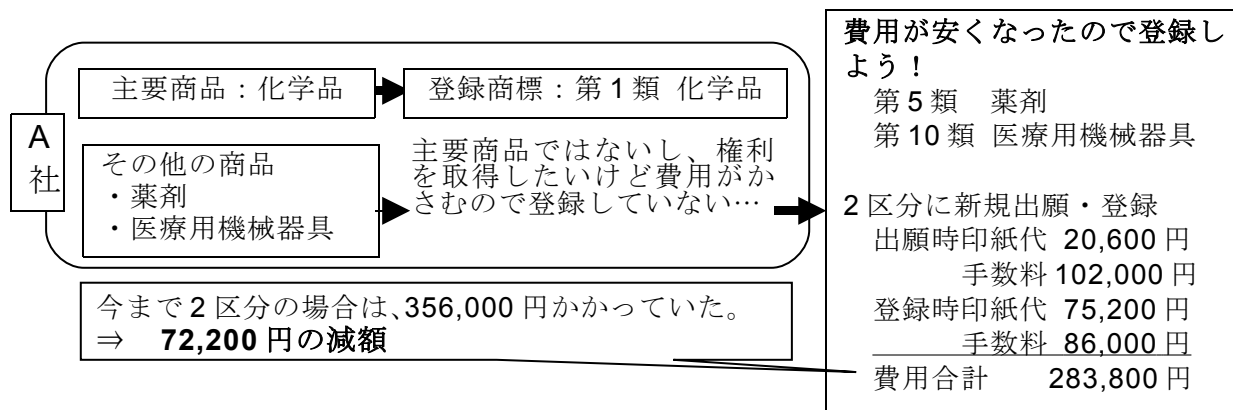
費用軽減分で、積極的に自社商品・役務を商標権で保護しよう！

いつの間にか、登録商標の指定商品・サービスの以外の商品・サービスに、商標を使用していることはありがちです。そのまま放置しておく、後になって商標権を得ようとしてもすでに他人に取得されていたり、知らない間に他人の商標権を侵害していたなど、業務に影響が出てしまうことにもなりかねません。

そこで、今回の商標関係料金の引下げを機に、今一度自己が取り扱っている商品・サービスが商標権で保護されているかどうかを確認して、商標権がない場合には、商標登録出願をすることをお勧めします。

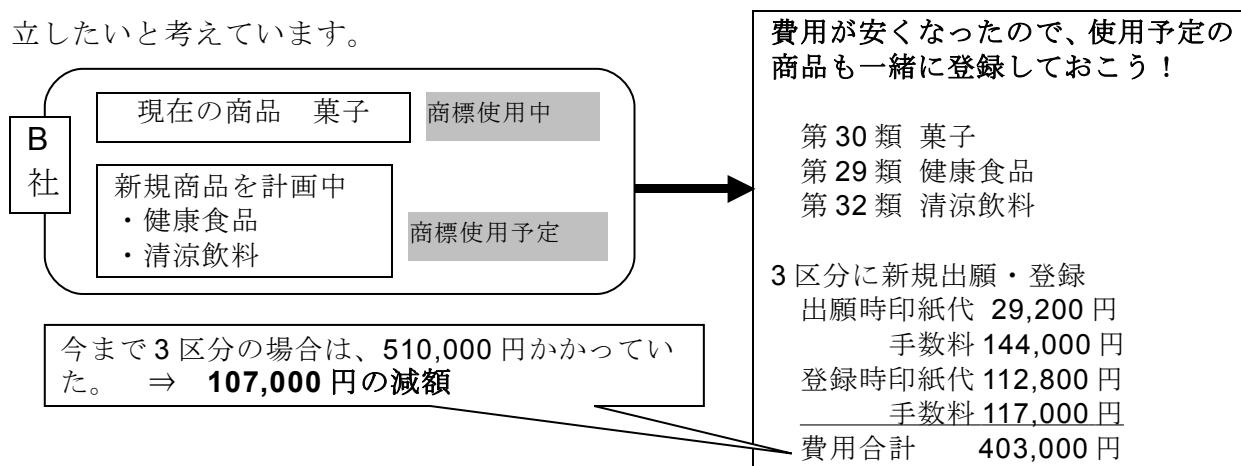
➤ 主要商品だけではなく、商標を使用する他の製品にも出願して登録する。

具体例 A社は主に「化学品」を販売しており、「化学品」について商標権を持っています。その他に「薬剤、医療用機械器具」の販売もしていますが、商標権はありません。



➤ 現在は商標を使用していない商品であっても、近い将来使用を考えている商品については一緒に出願・登録する。

具体例 B社は現在「菓子」について商標を使用していますが、近い将来「健康食品、清涼飲料」も取り扱う予定です。すべての商品に同一の商標を使用することで、統一したブランドを確立したいと考えています。



➤ 商標の使用態様が1つに限らないときや、類似の商標についても確実に権利を取得したいときには、複数の商標を出願することを検討したほうがよいこともありますのでご相談ください。

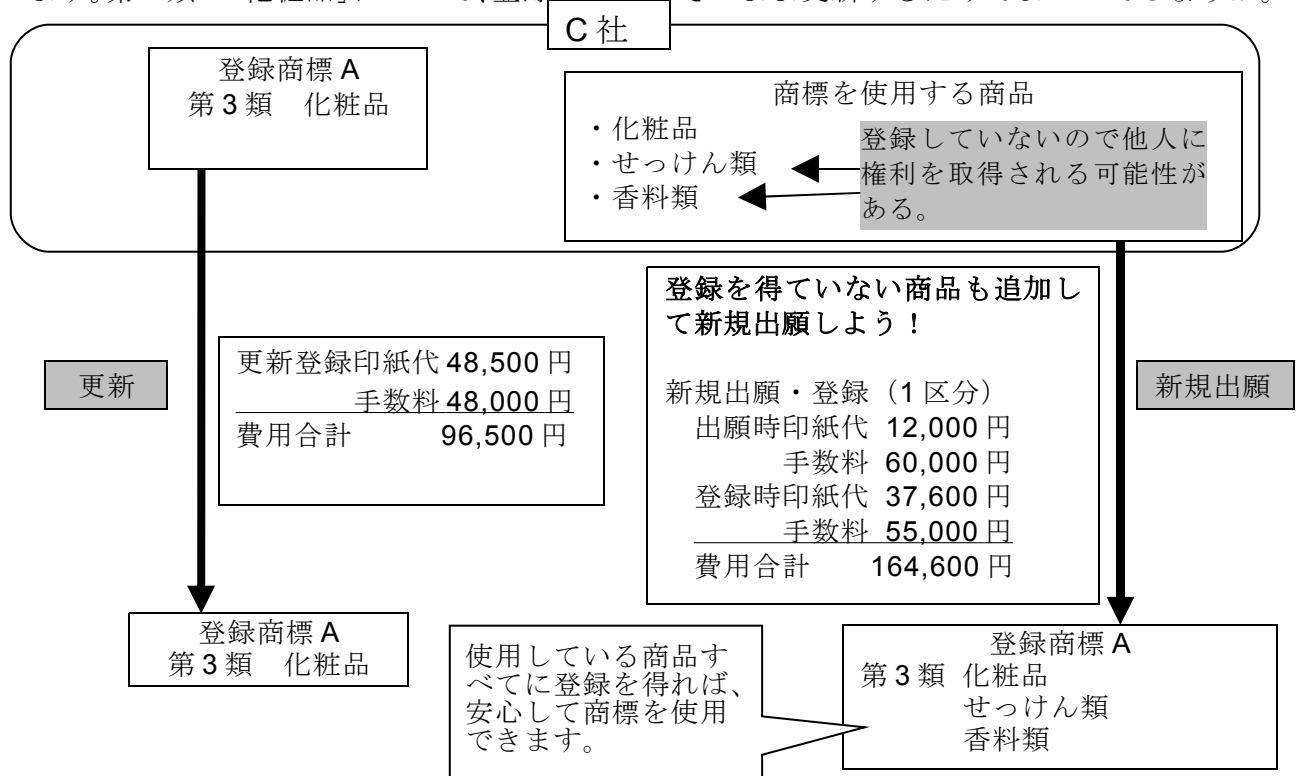
2. 登録商標の更新

そのまま更新するか、新規出願するかを商標の使用状況によって決めよう！

登録商標をそのまま更新するか、新たに出願するか検討することをお勧めします。

- 更新登録費用は従来の3分の1以下（102,500円の減額）になりますので、商標権を維持するための費用負担が大幅に軽減されます。今まで、更新登録料が高額であったことを理由に、更新をあきらめていた場合もあると思いますが、費用軽減により更新がしやすくなります。
- 業務の拡張や変更などにより、登録商標の指定商品・役務の他にも商標を使用している商品・役務があることがあります。商標登録の更新時は、実際に商標を使用している商品・役務を見直す良い機会です。それらの商品・役務を含めて新たに出願をし直して、適切な商標権を取得することを検討しましょう。

具体例 C社は現在第3類の「化粧品」について登録商標Aを持っており更新期限が近づいています。しかし、C社は「化粧品」以外の商標である「せっけん、香料」にも商標Aを使用しています。第3類の「化粧品」について、登録商標Aをそのまま更新するだけでよいのでしょうか。



- 登録商標を変更して使用している場合、実際の使用態様にあわせた新たな商標を取得することを検討したほうが良いこともありますのでご相談ください。実際の使用態様で商標権を取得することにより、不使用により登録が取消される危険を防ぎます。